

**【表紙】**

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2月26日
【報告者の名称】	株式会社ヤナセ
【報告者の所在地】	東京都港区芝浦一丁目 6番38号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 6番38号
【電話番号】	03 3452 4311（大代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 総務部長 山岸 龍昭
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤナセ （東京都港区芝浦一丁目 6番38号）

## 1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 伊藤忠商事株式会社

所在地 大阪市北区梅田3丁目1番3号

## 2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

## 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年2月23日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨、及び、本公開買付けにおける当社の普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議しました。

なお、上記決議が行われた時点においては、未だ公開買付者において本公開買付けを実施する旨の決定がなされていなかったことから、上記決議は、公開買付者により当社に提出された公開買付届出書（案）と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始が公開買付者において決定されることを条件として効力を生ずるものとしたしました。また、上記取締役会に提出された公開買付届出書（案）の内容には変更がありうることから、上記取締役会において、かかる条件の成就の判断等については、取締役黒田正夫に一任いたしました。しかるところ、平成25年2月25日、公開買付者が当該公開買付届出書（案）と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始を決定したことから、平成25年2月25日、取締役黒田正夫が、かかる条件の成就を確認し、その結果、上記決議は効力を生ずるに至りました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要に関し、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本書提出日現在、当社の普通株式10,416,000株（当社が平成24年12月21日に提出した第140期（自平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数（47,260,000株）から、同有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の自己株式数（9,930株）を除いた株式数（47,250,070株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：22.04%（小数点以下第三位四捨五入、以下所有割合について同じです。））を所有し、当社を持分法適用関連会社とする筆頭株主であります。この度、平成25年2月25日付で、清水建設株式会社（以下「清水建設」といいます。）（所有株式数：1,736,000株、所有割合：3.67%）が所有する当社の普通株式の全て（以下「清水建設所有株式」といいます。）を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。この点、当社は普通株式を金融商品取引所に上場しておりませんが、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます、以下「法」といいます。）第24条第1項第3号の定めにより、有価証券報告書を提出しなければならない会社であります。そして、公開買付者が清水建設所有株式を取得した場合、公開買付者の特別関係者の株券等所有割合（法第27条の2第8項）を加算すると、公開買付者の買付け等の後における当社の株券等に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当するとのことです。そのため、公開買付者は、法第27条の2第1項第2号に基づき、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

公開買付者は、清水建設との間で、平成25年2月25日付で、公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、清水建設所有株式が本公開買付けに応募されることを合意したとのことです。

本公開買付けは、清水建設所有株式の応募を前提として行われ、清水建設以外の当社の株主の皆様からの応募を想定していないことから、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）につき、清水建設所有株式の数と同数である1,736,000株（所有割合：3.67%）を下限及び上限として設定しているとのことです。応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、応募株券等の総数が当該買付予定数の上限を超える場合には、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます、以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。本公開買付け後の公開買付者の所有する当社の普通株式の数は12,152,000株（所有割合：25.72%）となるとのことです。また、公開買付者の特別関係者が本公開買付けに応募しなかった場合には、本公開買付け後の公開買付者及びその特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）の所有する当社の普通株式の数は16,485,000株（所有割合：34.89%）となるとのことです。なお、当該特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなるとのことです。かかる買付け等を行った場合には、本公開買付け後の公開買付者及びその特別関係者の所有する当社の普通株式の数は上記株式数を下回ることとな

るとのことです。

なお、当社の定款には、当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、当社は、平成25年2月23日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が当該株式を取得することを承認する旨を決議しております。

#### 本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

当社は、資本増強を図り平成15年2月7日付で普通株式31,500,000株、平成20年8月7日付で普通株式6,944,000株の新株発行（ともに第三者割当による）を行い、公開買付者は両新株発行においてそれぞれ5,208,000株を引き受け、現在は10,416,000株（当社発行済株式総数の22.04%）を保有する筆頭株主となっています。また当社の代表取締役社長である井出健義は公開買付者理事であり、社外取締役である吉田多孝は公開買付者執行役員であります。

本公開買付けは、公開買付者が清水建設所有株式（1,736,000株）を取得することを目的とてなされるものであり、下記(4)の通り、清水建設も本公開買付けに応募することを予定しています。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は所有割合25.72%の当社の普通株式を所有することとなり、また公開買付者は、本公開買付け後においても引き続き当社の経営方針の下、当社の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、筆頭株主である公開買付者が当社の普通株式を追加取得することで公開買付者の保有比率が上昇することにより、当社経営の安定性の向上も図られるものと判断し、本公開買付けに賛同することを決議しました。

一方当社は、従業員持株会における株式売買価額を決定するにあたり、その参考とするため、平成15年以降毎年、決算内容に基づきみずほインベスターズ証券株式会社（平成25年1月にみずほ証券株式会社に合併）に対して当社の普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成24年9月期決算に基づく評価額は1株につき538円を得ております。

この評価額とは別に、本公開買付価格については、下記(4)の通りあくまで相対の取引を前提として当事株主間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであるとのこととす。

そのため、当社といたしましては、本公開買付価格の妥当性について独自の確認は行わず意見を留保させていただき、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることといたしました。

#### (3) 本公開買付け公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、公開買付者が当社の普通株式を10,416,000株（所有割合：22.04%）所有しており、また、当社の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義は公開買付者理事であり、社外取締役である吉田多孝は公開買付者執行役員であることに鑑み、当社は、本公開買付けの公正性を担保する等の観点から、以下のような措置を行っております。

##### 法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである古賀総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

##### 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、当社代表取締役社長である井出健義は公開買付者理事であること、また、社外取締役である吉田多孝は公開買付者執行役員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議には参加していません。当該取締役会には、当社取締役12名のうち上記2名を除く10名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により上記決議を行っております。更に、当該取締役会には当社監査役5名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

#### (4) 本公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、清水建設との間で、平成25年2月25日付で本公開買付応募契約を締結しており、清水建設は、その時点で所有する当社の普通株式全て（1,736,000株）につき、本公開買付けに応募する旨合意しているとの報告を受けています。

#### (5) 本公開買付け後の経営方針

本公開買付け後においても当社の経営方針に変更はありません。

#### (6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者によれば、公開買付者は清水建設から清水建設所有株式を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点では、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得する予定はないとのこととす。

なお、本公開買付けによって上記の目的を達成できない場合の具体的な対応方針は、現時点では未定とのことです。

#### 4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職名	所有株式数(株)	議決権数(個)
井出 健義	代表取締役社長 業務改革(BPR)推進室担当	10,000	10
渡部 良次	代表取締役副社長 秘書室・広報宣伝室・監査部・芝浦再開発 室・関連会社担当	10,000	10
黒田 正夫	代表取締役専務 営業統括本部長、人材開発室長、中古車事業 担当、人材開発室担当	13,000	13
磯 肥	常務取締役 人事部長、個人情報総括管理責任者、コンプ ライアンス委員会委員長、総務部担当	10,000	10
渡邊 雅一	常務取締役 営業統括本部副本部長、西日本統括、金融保 険・レンタカー営業部担当	13,000	13
矢花 育雄	常務取締役 営業統括本部副本部長、東日本統括、CRM 部・ネットワーク推進室担当	10,000	10
松井 繁和	常務取締役 情報システム部・企画室担当	10,000	10
佐藤 玄土	常務取締役 経理部・財務部担当	5,000	5
木田 春夫	取締役 営業統括本部副本部長兼アフターセールス 事業部長、アフターセールス担当	13,000	13
折原 丈雄	取締役 営業統括本部副本部長兼営業推進部長	10,000	10
吉田 多孝	取締役(社外)	1,000	1
佐藤 浩通	取締役(社外)	-	-
高尾 康夫	常任監査役(常勤)	10,000	10
飯塚 健	常任監査役(常勤)	10,000	10
横山 雄二	常任監査役(常勤、社外)	5,000	5
前島 伸行	常任監査役(常勤、社外)	5,000	5
大日向 洋	監査役(社外)	-	-

(注) 役職名、所有株式数及び議決権数は本報告書提出日現在のものです。

#### 5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

#### 7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上